

悪質な勧誘業者に注意！

最近、五井西地区周辺において、不動産取引に関係すると思われる悪質な訪問が相次いでいます。夜間に訪問し業者名や氏名、訪問の目的を告げず、長時間話し続けたり、個人情報などを聞き出そうとしたりと、不審・強引な勧誘が行われています。

◆対応方法◆

- ① 興味、買う気がなければきっぱりと断り、絶対に会わないようにしましょう。
- ② 断ったのに勧誘を続け「何時間も説明させておいて営業妨害だ」などと威迫される場合があるが、勧誘を断る行為は営業妨害ではありません。
- ③ 訪問されたり、会うこととなったりした場合、「帰ってください」「帰ります」など、契約の意思がないことをはっきりとした態度で示しましょう。
- ④ 契約を強要されたり、不本意に契約したりした場合は、早めに消費生活センターに相談しましょう。（契約を解除できる場合があります。）
- ⑤ 暴力を振るわれそうになったり（振るわれた）、脅迫されたり、身の危険を感じたりする場合には、直ちに警察（110番）に連絡しましょう。

*勧誘に先だつて業者名、勧誘を行う者の氏名、勧誘目的を告げずに、勧誘を行うことは禁止されています。

*勧誘に対し、断りの意志を示す人への執拗な勧誘、深夜・早朝（午後9時～午前8時）の勧誘は禁止されています。

困ったときは、ひとりで悩まず、できるだけ早く相談窓口へ連絡しましょう！

▷相談専用電話「0436-21-0999」

受付時間 平日午前9時～午後3時30分まで（正午～午後1時除く）

▷消費者ホットライン「^い^や^や188」（局番なし）

最寄りの消費生活センターへつながります。

【問合せ先】

市原市消費生活センター

電話 0436-21-0844

住所 市原市五井中央西 1-1-25 サンプラザ市原 2階